

入会必要書類（司法修習終了直後にご登録の方へ）

2016年8月版

日弁連登録料・当会入会金については、入会書類が当会に到着した方にのみ別途振込先をお知らせいたしますので、返信用封筒（角2 / 140円切手貼付）を添えてご提出ください。

1. 日本弁護士連合会配布書式

書式名	必要部数	備考
<input type="checkbox"/> 弁護士名簿登録請求書	2枚1組	「日弁連提出用」に6万円の収入印紙を貼付
<input type="checkbox"/> 履歴書	2枚1組	「日弁連提出用」「弁護士会控」それぞれに写真（4cm×3cm）を貼付 【重要】 履歴書に貼付した写真については、新入会員紹介記事（神奈川県弁護士会新聞）、顔写真付き会員名簿等の掲載にも利用させていただきますのでご了承ください。不都合の場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。
<input type="checkbox"/> 誓約書	2枚1組	
<input type="checkbox"/> 弁護士記章仕様希望届	2枚1組	
<input type="checkbox"/> 身分証明書発行申請書	2枚1組	※希望者のみ。写真（4cm×3cm）2葉要。
<input type="checkbox"/> 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書	2枚1組	職務上の氏名使用希望者のみ。 【届出の場合】 添付資料不要。 【許可申請の場合】 必要性及び合理性を示す資料添付。
<input type="checkbox"/> 連絡先回答書	1	

2. 神奈川県弁護士会配布書式

書式名	必要部数	備考
<input type="checkbox"/> 神奈川県弁護士会入会申込書	1	当会会員2名のご紹介をお願いします
<input type="checkbox"/> 宣誓書	1	
<input type="checkbox"/> 神奈川県弁護士会入会申込者連絡票	1	研修所の寮に入寮中の方は、必ず研修所寮の部屋番号までご記入ください
<input type="checkbox"/> 提出書類チェックシート	1	

3. 各自お取寄せいただく書類

※必ず、弁護士名簿登録請求日前4ヶ月内に発行されたものをご用意ください。

（但し、一斉登録日以外の入会をご希望の場合は、登録請求日前3ヶ月内に発行されたものをご用意ください。）

書式名	必要部数	取寄先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等	2	本籍地の自治体
<input type="checkbox"/> 身分証明書 1. 禁治産または準禁治産宣告を受けていない 2. 後見の登記の通知を受けていない 3. 破産宣告の通知を受けていない	2	本籍地の自治体
<input type="checkbox"/> 成年後見登記等ファイルに登記されていないことの証明書	2	窓口の場合－支局・出張所以外の各法務局・地方法務局で発行 郵送の場合－東京法務局で発行

4. 神奈川県弁護士会へ後日追完していただく書類

弁護士資格の証明書（司法修習終了証書写し）

※入会後に当会事務局までご提出ください。詳細は別途ご連絡いたします。

5. 日弁連登録料等

種類	金額	備考
<input type="checkbox"/> 日本弁護士連合会登録料	10,000円	別紙入会案内をご参照のうえ、お振込をお願いします
<input type="checkbox"/> 神奈川県弁護士会入会金	50,000円	
<input type="checkbox"/> 収入印紙	60,000円	弁護士名簿登録請求書に貼付してください (消印不要)

ご不明な点がございましたら、神奈川県弁護士会事務局総務会計課総務係 福原・林・西山(電話 045-211-7710) までご連絡ください。

入会書類の記載について

(必ずお読みください。日弁連HP掲載の「弁護士名簿登録請求書等記入要領」もご確認ください。)

1. 日弁連配布書式・神奈川県弁護士会配布書式

(1) 事務所名称・住所等の表記について

- 他の弁護士と事務所を共にする場合は、事務所名称・住所等の表記を統一し、正確に記入してください（日弁連HPの弁護士情報検索でご確認ください）。
- 事務所の電話番号（固定電話）は必ず記入してください。自宅を事務所とする場合も同様です。携帯電話の登録は不可です。
- 企業に就職予定の方は、企業名は住所に続けて住所欄に記入し、事務所名欄は空白にしてください。

(2) 本籍、自宅住所・電話番号等の表記について

- 本籍欄は、「丁目」、「番」など地番表記を省略せずに戸籍謄本記載通りに記入してください。漢数字の場合は漢数字で記入してください。
- 電話番号とFAX番号が同一の場合でも、省略せずに各欄に記入してください。携帯電話の登録は不可です。携帯電話のみをお持ちの場合は、自宅電話番号欄は空白にしてください。

(3) 必ず当会会員2名の紹介を受け、「神奈川県弁護士会入会申込書」に署名捺印をお願いしてください。

2. 履歴書

(1) 職歴について

- 職歴のある方は、勤務先名称を省略せずに入力してください。入職日及び退職日を記入してください。職歴がない場合は、必ず「なし」としてください。

(2) 賞罰について

- 賞罰がない場合、必ず「なし」としてください。罰がある場合は、罰の内容の事実及び情状等参考になる事柄を記載した上申書を2部ご提出ください。

3. その他注意事項

(1) 印鑑

- シャチハタ、ゴム印等朱肉を使用しないものは不可です。使用する印鑑は、提出する全書面を通じ必ず統一してください。訂正する場合も同じ印鑑をご使用ください。字句訂正、削除だけでなく加筆の場合も加筆した箇所の横に訂正印を押してください。

(2) 改姓、本籍の変更

- 弁護士名簿登録日までに改姓、本籍の変更を予定している方は、その旨を書面にてお知らせください（書式自由。入会書類に同封してください）。成年後見登記等ファイルに登録されていないことの証明書には現本籍をご記入ください。
- 各書面には、変更前の現在の姓名、本籍で記入していただき、変更後に登録請求書等を修正してください。戸籍謄本等は書類提出時のものを2部ご提出ください。変更後の新しい戸籍謄本等ができ上がり次第、追完してください（身分証明書及び登記されていないことの証明書は、改めて追完する必要はありません。）登録請求書等の修正及び戸籍謄本等の追完は、平成28年11月25日までに行ってください。日弁連へは、当会を通じて送付いたします。

(3) 住所の変更

- 弁護士名簿登録日までに自宅住所の変更を予定している方は、弁護士名簿登録日（12月15日）現在で記入してください。
- 転居予定であるが、転居先が未定の場合は、実家等の住所を記入し、登録後に登録事項変更の手続きをしてください（手数料2,000円。ただし、登録後3ヶ月以内の変更の場合は無料です）。
- 自宅住所欄が空欄のもの及び司法研修所寮を住所とするものは受付できません。

◆神奈川県弁護士会が取得する会員の個人情報について◆

《取得した情報の利用目的》

本会が取得した弁護士（有資格者含む）、弁護士法人、外国法事務弁護士（有資格者含む）の会員情報につきましては、弁護士法、会則、会規、規則の定める事務手続、事業その他本会の会務全般（委員会およびそれに準ずる諸活動等）およびその過去の記録等の管理を目的として必要な範囲で利用します。

また、保有する会員情報は個人を特定できない状態に処理した上で、統計として公表することがあります。

《本会が定める個人情報に関する規則等》

本会は個人情報の適切な管理を行うために個人情報保護方針、個人情報保護規則を定めています。

※ 神奈川県弁護士会個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）

<http://www.kanaben.or.jp/profile/privacy/policy/>

※ 神奈川県弁護士会が保有する個人情報とその利用目的（カテゴリー一覧）

<http://www.kanaben.or.jp/profile/privacy/policy/personaldata/index.html>

※ 個人情報保護規則

<http://www.kanaben.or.jp/profile/privacy/data/jouhou.pdf>

《会員情報の公表》

市民による弁護士へのアクセス、非弁護士による法律事務取扱の禁止等の要請により、会員情報の一部項目を会員名簿や神奈川県弁護士会ホームページなどで広く一般に公表します。

個人情報管理者
神奈川県弁護士会 会長